

# 預金保険制度とペイオフ<sup>1)</sup>

荒 井 貴 史

## はじめに

日本経済は、バブル崩壊以後1990年代の「失われた10年」を過ぎてもなお現在まで景気の低迷から脱却できていない。その要因としては、さまざまなものがあるであろうが、誰もが指摘する要因は、金融機関の不良債権問題である。過去2度にわたる公的資金の注入にもかかわらず、依然として都市銀行、地方銀行等の金融機関において、この不良債権問題は解決されていない。各行で不良債権処理は進められているものの、不況によって新たな不良債権が増加するという具合なので、残高ベースで誰の目にも見てもう安心というレベルまで処理が届かない状態である。こういった状態については、最近3ヶ月の銀行関連の新聞記事の見出しからもうかがえる。以下、日本経済新聞の記事見出しからいくつかを引用すると、「破たん金融機関 つなぎ銀行に迅速譲渡」(2001.7.17付)、「不良債権43兆円 最大に 金融機関3月末」(2001.8.3付)、「不良債権処理 原資に不安」(2001.8.22付)、「査定厳格化促し不信感払しょく」(2001.8.28付)、「株安 銀行・年金に痛撃」(2001.9.4付)、「不良債権新たに8兆6000億円」(2001.9.12付)、「銀行、自己資本減少の恐れ」(2001.9.21付)、「公的資金「含み損」8000億円」(2001.9.27付)、「銀行収益に株安の打撃」(2001.9.28付)などがある。どれも銀行等の金融機関の健全性に不安を抱かせる見出しであり、現在時点においても不良債権問題が根本的に解決されておらず、それが銀行経営に大きなマイナスの影響を与えていることを示唆している。また、この不良債権問題が真に解決されないことには、金融機関の金融仲介機能が正常に働かないので、日本経済の低迷からの脱却にも暗雲がたちこめる。そのため先般発表された小泉内閣の日本の構造改革を進めるための道筋(「改革工程表」および「改革先行プログラム」)の中でも、不良債権問題の抜本的解決を取り上げている。そこでは、「市場評価を反映した引当、R C C(整理回収機構)の不良債権買取の価格弾力化による集中買取、企業再建ファンドの設立要請等により今後2～3年以内に確実に不良債権を最終処理し、遅くとも3年後には正常化」すると示されている。

以上のような日本の経済環境および構造改革プロセスの中、2002年4月にはペイオフの凍結が解除されて、預金者においても「痛み」ならぬ「自己責任」が求められるようになる。それゆえ、自らの資金をどの金融機関に、どんな金融商品で預け入れる(投資する)かの決定は、より慎重にしなければならない。もちろん、ペイオフ凍結解除後に、預金者(投資家)に「自己責

任」が求められると言っても、完全に市場における自由競争の為すがままという訳ではなく、最低限のセーフティー・ネットとしての仕組みがある。それが、預金保険制度である。預金保険制度は、2000年5月に預金保険法が改正されたので、保護の範囲等に関して制度に変更が加えられた(2001年4月施行)。そこで本稿では、預金保険制度の概要とペイオフとは何かについて説明して、重要なポイントを指摘して整理する。また、預金保険制度と関連のある論点についても言及する。貯蓄広報中央委員会の『貯蓄と消費に関する世論調査 平成12年(2000)』によると、「預金保険制度の認知度」は、「内容まで知っている」22.5%、「見聞きしたことはある」54.4%、「全く知らない」23.0%となっている。また、「預金保険法改正の認知度」は、「変更された内容まで知っている」7.4%、「変更されたことを見聞きしたことはある」37.7%、「全く知らない」54.6%となっている。このような割合から判断して、本稿で預金保険制度の内容を説明して、重要なポイントを指摘すること、および関連の論点に言及することは意義があると言えよう。

## 1. ペイオフとは

ペイオフは、現在2つの意味で使われている。1つは、本来持っていた意味で、金融機関が破綻した場合の預金者への保険金の支払いという意味である。もう1つは、預金の全額保護という特例措置が終了して、預金のうち保険金支払限度額を超える部分が一部カットされる場合があることを意味している。新聞等の記事では、2番目の意味でペイオフという言葉が使用されることが多いようである。2002年3月末までは特例措置により預金等は全額保護されることになっている。ただし、決済性預金(当座預金、普通預金、別段預金)は、2003年3月末まで全額保護される。特例措置とは、特別資金援助(破綻金融機関の保険事故につき保険金を支払うときに要する見込まれる費用を超える資金援助)及び預金等債権の特別買取制度(概算払率、100%適用)のことである。特例措置終了後は、金融機関が破綻することにより、危機的な事態(システミック・リスク)が予想される場合、内閣総理大臣が金融危機対応会議の議を経て、その必要性を認定した時は、救済金融機関に対して金融危機対応措置<sup>2)</sup>をとることになっている。その措置がなされた場合には、2002年4月以降でも、預金等は全額保護される。この措置の条件である「危機的な事態(システミック・リスク)」とは、個別の銀行の破綻が金融システム全体の崩壊に繋がるような恐れのある場合だと考えられるので、あくまで例外的な状況であり、個別の金融機関の単独の破綻によって直ちにとられる措置ではない。

## 2. 預金保険制度(預金保険法の平成12年5月改正、平成13年4月施行後)

預金保険制度は、預金保険法(1971年4月公布、施行)に基づく制度であり、政府・日銀・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構によって運営されている。その目的は、預金

保険法の第1条によれば、「預金者等の保護を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融機関に係る合併等に対し適切な資金援助を行う等の制度を確立し、もって信用秩序の維持に資すること」となっている。すなわち、「預金者保護」と「信用秩序の維持」の2つの目的をもった制度が、預金保険制度なのである。預金者の「保護」という観点からは、消費者法制の1つと位置づけて良いであろう。そうであれば、2001年4月に施行された消費者契約法や金融商品販売法における「保護」とは別に、預金保険法で銀行等の金融機関の預金について「保護」する積極的な理由が必要である。もちろん、法律の成立、施行の経過は預金保険法の方が、消費者契約法よりも先であることにその理由を見いだすこともできるが、それよりも、「信用秩序の維持」という目的から派生した2次的な目的が「預金者保護」であると解釈することも可能である。「信用秩序の維持」のためには、ある金融機関の破綻を契機にして、それとは別の金融機関に対して預金者の取り付けが生じないことが必要であり、そのためには、性急な預金引き出しという行動を預金者にとらせない仕組みが必要である。その仕組みが「預金者保護」なのである。「預金者保護」によって、取り付け騒ぎが回避され、「信用秩序の維持」もかなうのである。以上のように考えれば、消費者と事業者の間の契約に関するトラブルを解決する際の包括的規定となる消費者契約法における「保護」とは、預金保険法での「保護」ではその意味合いが異なっている。

## 2-1 預金保険制度の対象となる金融機関

預金保険制度の対象となる金融機関は、

- ・銀行(都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、長期信用銀行等)
- ・信用金庫
- ・信用組合
- ・労働金庫
- ・信金中央金庫
- ・全国信用協同組合連合会
- ・労働金庫連合会

となっている。ただし、上記金融機関の海外支店、政府系金融機関、外国銀行の在日支店は預金保険制度の対象外となっている。また、郵便局(郵便貯金)、農林中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合も預金保険制度の対象外となっているが、郵便貯金に関しては、郵便貯金法の第3条「国は、郵便貯金として預入された貯金の払いもどし及びその貯金

の利子の支払いを保証する」によって、貯金の払い戻し及び利子の支払が国により保証されている。農林中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合については、農水産業協同組合貯金保険制度に加入している。その他、証券会社、生命保険会社、損害保険社などは、もちろん預金保険制度の対象外であるが、それぞれについて投資家保護、契約者保護の制度が用意されている。証券会社は、「日本投資者保護基金」もしくは「証券投資者保護基金」に加入している。生命保険会社は「生命保険契約者保護機構」に、損害保険会社は「損害保険契約者保護機構」に加入している。

## 2-2 預金保険の対象(付保預金)

預金保険制度で保険金支払の対象となる預金等(付保預金)は、預金保険制度に加入している金融機関における以下の預金等である。

- ・当座預金
- ・普通預金
- ・通知預金
- ・納税準備預金
- ・貯蓄預金
- ・定期預金
- ・定期積金
- ・別段預金
- ・掛金
- ・元本補てん契約のある金銭信託(ビッグなど貸付信託を含む)
- ・金融債(保護預り契約により権利者を確知できるものに限る)
- ・上記の預金等を用いた積立・財形商品
- ・公金預金
- ・特殊法人預金

また、預金保険制度で保険金支払の対象から除外されているのは、以下の預金等である。

- ・元本補てん契約のない金銭信託(ヒット、スーパーヒットなど)
- ・金融債(保護預り契約により権利者を確知できるもの以外のもの)
- ・外貨預金
- ・譲渡性預金
- ・無記名預金
- ・架空名義預金
- ・導入預金
- ・海外支店の預金
- ・特別国際金融取引動定において経理された預金(オフショア預金)
- ・日本銀行(国庫金を除く)および対象金融機関からの預金
- ・預金保険機構からの預金

注意すべきポイントは、海外支店の預金が付保預金ではないことである。これは、邦銀の海外支店が預金保険制度の対象となっていないことの結果である。また、外貨預金も、付保預金ではないが、預金買取りの対象にはなっているので、外貨預金の元本と利息の合計額に概算払い率を乗じた金額を受け取ることができる。

### 2-3 (特例措置終了後)金融機関が破綻した場合の保険金の支払い(ペイオフ方式)

保険金支払限度額(1金融機関ごとに預金者1人当たり元本1000万円とその元本に係る利息)までの預金を保険金として受け取れる(保険金が支払われるまでの間、普通預金の残高に応じて1口座当たり60万円を限度とする仮払金を受け取ることができる)。支払い限度を超える元本部分とそれに係る利息については、預金保険機構が預金等債権の買い取りを行い、これに概算払い率を乗じて算出した概算払額を受け取ることができる(概算払い)。後日、預金保険機構が回収した額が、回収等に要した費用を差し引いても、概算払額を上回る場合には、当該金額を追加的に受け取れる(精算払い)。なお、概算払い率は、破綻金融機関について破産手続きが行われた場合に、弁済が見込まれる額(精算見込み額)を考慮して決定される。

注意すべきポイントの1つ目は、同一金融機関の複数の支店に預金等の口座を持っている場合には、預金者ごとに名寄せ<sup>3)</sup>が行われてその各種預金の合計額が保険支払いの対象となることである。同一預金者であるかどうかは、実質的に判断される。すなわち、「A商事東京支店」と「A商事広島支店」という名義の預金は、「A商事」という預金者のもとに名寄せされる。ポイント2つ目は、複数の金融機関が破綻した場合には、それぞれの金融機関について保険金支払限度額まで保護されること。ポイント3つ目は、保険金支払いは借入金の有無とは関

係なく行われること。ただし、担保預金については、借入金相当額の預金の支払は保留され、残額が保険金の支払対象となる。ポイント4つ目は、特例措置のある2002年3月までは、破綻金融から営業を譲り受けた救済金融機関に対して特別資金援助<sup>4)</sup>が実施された場合には、預金等が救済金融機関に継承されるので、保険金支払いの対象外の預金等についても、全額保護されることである。ポイント5つ目は、マンション管理組合など複数の人々が集まって作った団体は、規約等によって法人と同視しうる場合は、団体が1預金者となること。したがって、ペイオフ凍結解除に備えて、マンション管理組合などは、修繕および改築などのための積立金をどこの金融機関に預け入れるかや資金を分散させて預け入れるかなどを検討する必要がある。

#### 2-4 保険料率

預金保険は、預金者が預金保険制度の対象金融機関に預金すると、預金者と金融機関と預金保険機構の間で自動的に保険関係が成立するようになっている。そして、預金保険機構への保険料の支払いは金融機関が行っている。保険料は、付保預金の前営業年度末残高(2002年4月からは、付保預金の前営業年度の平均残高)に保険料率(一般保険料率)を掛けることで算定される。また、2002年3月までの間、特別資金援助などのための特例業務勘定の原資として、特別保険料を金融機関は別途支払うことになっている。保険料の算定の仕方は同じであるが、保険料率が異なっている。こちらの保険料率を特別保険料率という。現行の保険料率は、以下のようになっている。

・一般保険料率	0.048%
・特別保険料率	0.036%

#### 2-5 (特例措置終了後の)救済金融機関への資金援助による預金者保護

預金保険制度による預金者保護には、前述の金融機関が破綻した場合に預金者に保険金を支払うというペイオフ方式のほかに、もうひとつ資金援助方式がある。資金援助方式とは、合併等(合併、株式の取得、営業譲渡等)を行う救済金融機関に対して、その合併等(合併、株式の取得、営業譲渡等)が容易になるように預金保険機構が資金の援助(金銭の贈与、資金の貸し付け又は預け入れ、資産の買取り、債務の保証又は引受け、優先株式等の引受け等、損害担保などの方法による援助)を行うものである。すなわち、付保対象預金を救済金融機関に移管して、そちらに資金援助(金銭の贈与、資金の貸し付け又は預け入れ、資産の買取り、債務の保証又は引受け、優先株式等の引受け等、損害担保などの方法による援助)をして最終的に預金者保護を図るという仕組みである。また、この資金援助は、ペイオフコストの範囲内でおこなうものとされている。資金援助方式の場合においても、預金保険で保護される預金等の範囲はペイ

オフ方式と同じである。

## 2-6 金融整理管財人制度

金融整理管財人制度は、預金保険法の平成12年5月改正<sup>5)</sup>によって新たに導入された制度であり、預金保険法の第5章(第74条～第90条)に依拠する。金融整理管財人<sup>6)</sup>は、金融庁長官(内閣総理大臣が委任)<sup>7)</sup>の命令により、金融機関に派遣され、当該金融機関(破綻金融機関とみなされて被管理金融機関と呼ぶ)の業務及び財産の管理にあたる。預金等の受皿となる救済金融機関が現れれば、預金者は救済金融機関から金融サービスの提供を受けることになる。金融庁長官が、金融機関に対して金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を決定する要件は、以下の(1)～(4)のいずれかに該当し、かつ(5)、(6)のいずれかに該当することである(預金保険法 第74条)。

- (1) 債務超過と認める場合
- (2) 預金等の払戻しを停止するおそれがある認める場合
- (3) 預金等の払戻しを停止した場合
- (4) 金融機関からの申出を受けて債務超過が生ずるおそれがあると認める場合
- (5) 当該金融機関の業務の運営が著しく不適切であること
- (6) 当該金融機関について、合併等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該金融機関が業務を行っている地域又は分野における資金の円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがあること

また、金融機関に対しては、債務超過の場合もしくは預金等の払戻しを停止するおそれがあるときは、その旨及び理由を申出ることを義務付けられている。金融整理管財人による管理は、管理を命ずる処分の日から1年以内に、被管理金融機関の営業の譲渡その他の措置を講ずることにより、その管理を終えるものとされている。ただし、やむを得ない事情の場合は、1年を限り期限を延長できる。(預金保険法 第90条)

## 2-7 承継銀行(ブリッジバンク)制度

承継銀行(ブリッジバンク)制度も、金融整理管財人制度と同様に預金保険法の平成12年5月改正によって新たに導入された制度である。承継銀行(ブリッジバンク)制度は、預金保険法の第6章(第91条～第101条)に依拠する。この制度は、金融機関の破綻に際して、救済金融機関等が直ちに現れない場合に、暫定的に承継銀行(ブリッジバンク)を預金保険機構の子会社として設立して、その承継銀行(ブリッジバンク)が破綻金融機関(被管理金融機関)から預金等(付

保預金等)や貸出資産等を引き継ぎ、業務を暫定的に維持・継続するとともに、最終的に受皿となる金融機関(再承継金融機関等)を探すことを目的としている。承継銀行(ブリッジバンク)は、引き継ぎもとの破綻金融機関が被管理金融機関となる処分を受けた日から原則として2年以内に、当該承継銀行の合併、営業の全部譲渡、株式の譲渡、株主総会の決議による解散等により終了する。ただし、やむを得ない事情の場合は、1年を限り期限を延長できる(預金保険法第96条)。承継銀行の業務の実施により生じた損失の補てんを行うことが可能のほか、再承継金融機関等への業務承継に際しては、資金援助(資産の買取り、優先株式等の引受け等および損害担保のみ)も可能である。

## 2-8 金融危機への対応

預金保険法の平成12年5月改正によって金融危機への対応措置が新たに定められた(預金保険法の第7章第102条～第126条)。金融危機に対応するための措置として、対象金融機関の類型に応じて次の3つの措置がある。

	対象金融機関	措置内容
第一号措置	金融機関(第二号措置の金融機関を除く)	預金保険機構による株式等の引き受け等(資本増強)
第二号措置	破綻金融機関又は債務超過の金融機関	ヘイオフコスト超の資金援助
第三号措置	債務超過の破綻金融機関である銀行等	預金保険機構による全株式の取得(特別危機管理銀行)

これら3つの措置は、「内閣総理大臣」が、これらの「措置が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるとき」に、「金融危機対応会議<sup>8)</sup>」の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の「認定」をしてなされるものである(預金保険法第102条)。また、第三号措置に係る認定は、第二号措置によっては金融危機を回避することができないと認める場合にだけとることができる。なお、第二号措置、第三号措置がとられた場合には、破綻金融機関における預金等は全額保護されることになる。

## 3. ペイオフ凍結解除後の資産選択

預金保険制度による付保預金の種類(保護の範囲)やペイオフの仕組みは、前節までに説明したとおりであるが、2002年3月末までは政府の特例措置によって、預金保険法の預金等の保護の範囲とは関係なく、預金等は全額保護されている。すなわち、ペイオフが凍結されている。これが、2002年4月から決済性預金(当座預金、普通預金、別段預金)を除いて、預金保険法で定められた保護の範囲となる。さらには、2003年4月からは、決済性預金(当座預金、普通預



金、別段預金)も預金保険法で定められた範囲でしか保護されなくなる。よって、2003年4月でペイオフの凍結は完全に解除される。もちろん、ペイオフの凍結が解除されたとしても、銀行等の金融機関の経営が健全であって破綻することがなければ、現実にはペイオフは実施されることはない。しかし、ペイオフの凍結解除によって、預金者に「自己責任」が求められるようになるという大きな変化がある。すなわち、金融機関が破綻した場合、預金保険制度の範囲でしか預金等が保護されないため、破綻金融機関の財産状況によっては精算手続きで支払われる預金等(預金保険による保護範囲を超えた部分)がカットされるが、それは、自らがその金融機関を選んで預け入れた責任であるとなる。したがって、ペイオフ凍結解除後は、預金者<sup>9)</sup>は自らの大事な資金をどの金融機関にどのように預け入れるかを慎重に検討することが必要となる。金融機関のディスクロージャー誌によって経営状態を調べることや当該金融機関の株価の動向や格付け会社による格付け情報などを吟味することが不可欠となる。このような預金者による銀行の経営状態のチェックおよび預け入れ金融機関の選別は、銀行経営を規律づけることになる。すなわち、預金者の銀行経営の監視機能によって、銀行経営者は、健全経営へのインセンティブをより大きく持つことになる。この預金者の銀行経営に対する監視機能が十分に発揮できるためには、経営に関するより詳細な情報公開が欠かせない。そして、何よりも公開された情報が「信頼」のおけるものであることが重要である。不良債権残高の金額のように、その公開された情報に絶えず不信感を持たれるような状況で預金者に「自己責任」を求めることは公平ではないだろう。銀行等の金融機関は、経営指標(自己資本比率や流動資産保有比率など)のより詳細な公開(例えば四半期毎とか)を実施したり、貸出債権の査定を厳格に行うことが強く求められる。また、それを保証するような監督官庁の銀行等の金融機関に対する規制や監督が有効に機能しなくてはならない。

一方、預金者も、個々の金融機関の破綻リスクに敏感になるだけでなく、銀行等の金融機関が提供する個々の金融商品のリスクについても十分に把握することが、自らの資金を守るという意味でも、銀行経営を規律づけるという意味でも、重要である。2001年4月から「金融商品の販売等に関する法律」が施行されたことであるから、そのための環境整備はできている。

### おわりに

本稿では、預金保険制度の概要とペイオフとは何かについて、重要なポイントを指摘しながら説明した。また、ペイオフ凍結解除後に預金者に求められる「自己責任」の意味についても考察した。最後に、ここで預金者「保護」の留意点を述べて結びとする。

ペイオフ凍結解除後は、預金等が全額保護ではなくなるが、それでも預金保険制度によって一定金額(利息を含む)の預金等が保護されている。なぜ、預金者の「保護」が必要なのかは、第2節のはじめで説明したとおり、預金者による金融機関に対する取り付けをなくすことが主

眼であって、そのための2次的な要請である。しかし、この預金者「保護」は、預金者の銀行経営に対する「監視機能」を弱めることにつながる。預金等の全額保護の状態からペイオフ凍結解除への移行によって、預金者の「監視機能」が強まることは確かであるが、それで銀行経営を十分に健全にする程度に規律づけられるかは定かではない。

すなわち、預金者「保護」と預金者の「監視機能」は、トレード・オフの関係にある。

預金保険法による預金者「保護」とは別に、金融商品の販売等に関する法律による「保護」がある<sup>10)</sup>が、こちらの「保護」は、預金者(顧客)と業者間の情報の非対称性に起因する問題への対応であり、預金者(顧客)の「保護」を第1の目的としている。すなわち、金融商品に関する知識(リスク等の重要事項)では、業者と比較して預金者(顧客)の知識は限られたものであるので、誤った判断で契約しないように業者にリスク等の重要事項の説明義務を課しているのである。また、業者が説明義務を怠ったことによって預金者(顧客)が損害を被った場合には、業者は損害賠償責任を負うが、金融商品の販売等に関する法律を適用することで、説明義務の存在や損害の因果関係等で原告の立証負担が民法の不法行為を適用した場合よりも軽くなっている。

#### 注釈

- 1) 本稿の内容は、2001年9月30日現在の記述である。また、本稿における預金保険制度の説明は、筆者が2001年2月23日におこなった講演「ペイオフについて」(主催 尾道地区労働者福祉協議会)の内容にいくつかの事項を補充したものである。
- 2) 本稿2-8節参照。
- 3) 預金保険法では、預金者の名寄せを迅速に行うために、金融機関に預金者の氏名又は名称、住所又は所在地、生年月日又は設立年月日、口座番号、預金等の元本および利息額等の項目からなる預金保険機構指定フォーマットによる預金者データの整備およびシステムの対応を義務づけている。
- 4) この特別資金援助が行われるためには、救済金融機関から預金保険機構への資金援助の申し込み手続きが2002年3月末までになされる必要がある。
- 5) 「預金保険法等の一部を改正する法律」(法律第93号)
- 6) 金融庁長官より選任される。通常、弁護士、公認会計士、金融実務精通者から選任される。また、必要な場合は、預金保険機構が金融整理管財人の一人となることができる。
- 7) 対象となる金融機関が、労働金庫又は労働金庫連合会である場合は、金融庁長官及び厚生労働大臣。
- 8) 内閣総理大臣を議長とし、内閣官房長官、金融担当国務大臣、金融庁長官、財務大臣及び日本銀行総裁をもって組織される。
- 9) 預金保険法での保護範囲を超えた預金等をする場合の預金者。
- 10) 金融商品以外も対象としたより包括的な民事ルールである消費者契約法による「保護」もある。

### 参考文献

- [1] 岩田規久男(2000)『金融』東洋経済新報社
- [2] 大蔵省印刷局(2000)『官報』号外第105号 平成12年 5月31日
- [3] 金融広報中央委員会(2001)『あなたの預金を守ります。預金保険制度』
- [4] 貯蓄広報中央委員会(2000)『貯蓄と消費に関する世論調査』平成12年
- [5] 内閣府(2001)『変わる日本この一步』
- [6] 内閣府経済財政諮問会議(2001)『改革工程表(案)』平成13年 9月21日
- [7] 内閣府経済財政諮問会議(2001)『改革先行プログラム(中間とりまとめ案)』平成13年 9月21日
- [8] 松本恒雄(2001)「21世紀初頭の消費者法制」『都市問題研究』第53巻 7号
- [9] 預金保険機構(2001)『新しい預金保険制度』平成13年版
- [10] 預金保険機構(2001)『預金保険機構年報』平成12年度

### 参考サイト

- ・ 金融庁ホームページ <http://www.fsa.go.jp/>
- ・ 金融広報中央委員会 <http://www.saveinfo.or.jp/>
- ・ 預金保険機構 <http://www.dic.go.jp/>
- ・ 生命保険契約者保護機構 <http://www03.u-page.so-net.ne.jp/kd5/kikou/>
- ・ 損害保険契約者保護機構 <http://www.sonpohogo.or.jp/>